厚 生 委 員 会 資 料 令 和 5 年 2 月 2 7 日 福 祉 部 福 祉 計 画 課

第17号議案 品川区社会福祉基金条例の一部を改正する条例

福祉の進展のために役立てていただきたいと寄贈を受けた寄附金について、「社会福祉基金」として基金形成を図るため、条例の一部改正を行う。

1. 基金の内容・目的

(1) 増額する基金

[基金の名称]社会福祉基金[現行の額]30,000,000円

〔改正後の額〕 108,085,788円 (78,085,788円増額)

[目 的] 福祉の進展のため

(2) 設置する基金

[基金の名称]高齢者福祉基金[基金の額]3,000,000円

[目 的] 高齢者福祉の進展のため

2. 基金設置の根拠

地方自治法第241条第1項

3. 条例の一部改正

品川区社会福祉基金条例の一部を改正する条例 新旧対照表は次ページのとおり 施行日 公布の日

品川区社会福祉基金条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後				改正前		
○品川区社会福祉基金条例				○品川区社会福祉基金条例		
	昭和5	2年8月1日条例第23	号		昭和5	2年8月1日条例第23
表 (第2条関係)			別才	長(第2条関係)		
基金の名称	基金の目的	基金の額		基金の名称	基金の目的	基金の額
武田みつ社会福祉基金	区が行う社会福祉事業の	10,000,000円		武田みつ社会福祉基金	区が行う社会福祉事業の	10,000,000円
富永スミ子社会福祉基	費用に充てる。	10,000,000円		富永スミ子社会福祉基	費用に充てる。	10,000,000円
金				金		
越村いち社会福祉基金		5,000,000円		越村いち社会福祉基金		5,000,000円
村田富高社会福祉基金		5,000,000円		村田富高社会福祉基金		5,000,000円
城南信用金庫創立五十		200,000,000円		城南信用金庫創立五十		200, 000, 000円
周年記念事業社会福祉				周年記念事業社会福祉		
基金				基金		
矢部久子高齢者用社会		10,000,000円から		矢部久子高齢者用社会		10,000,000円から
福祉基金		第5条の規定によ		福祉基金		第5条の規定によ
		り処分した額を減				り処分した額を減
		じた額				じた額
社会福祉基金		108, 085, 788円カ ^ュ		社会福祉基金		<u>30,000,000円</u> から
		ら第5条の規定に				第5条の規定によ
		より処分した額を				り処分した額を減
		減じた額				じた額
障害者福祉基金		50,000,000円から		障害者福祉基金		50,000,000円から
		第5条の規定によ				第5条の規定によ
		り処分した額を減				り処分した額を減
		じた額				じた額
高齢者福祉基金		<u>3,000,000円から</u>				
		第5条の規定によ				

改正後	改正前		
り処分した額を減じた額 けり この条例は、公布の日から施行する。			